

御坊日高老人福祉施設事務組合障害者活躍推進計画

機関名	御坊日高老人福祉施設事務組合
任命権者	御坊日高老人福祉施設事務組合管理者
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
御坊日高老人福祉施設事務組合における障害者に関する課題	御坊日高老人福祉施設事務組合においては、令和2年3月31日現在、法定雇用率を満たしているため、引き続き法定雇用率の見直し等に対応し、法定雇用率以上の障害者雇用を継続する。
目標	
採用に関する目標	<p>【実雇用率】（各年6月1日時点） (各年度) 当該年6月1日時点の法定雇用率以上 (参考) 令和元年6月1日時点の実雇用率：4.66% (評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない。 (評価方法) 毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1) 障害者雇用推進者として、事務局長を選任する。 (2) 相談窓口を設置する。 (3) 障害者職業生活相談員に選任された者（選任者予定者も含む。）について、資格要件を満たさない場合には、認定講習を受講させる。	
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、和歌山労働局等に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。	
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
相談窓口への相談のほか、面談等を通じて、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握し、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。	
4. その他	
障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者活躍の場の拡大を推進する。	